

令和8年4月1日函館市公告（一般競争入札に付する各工事に共通する資格および事項について）の規定により，工事ごとの資格および事項を次のとおり定めたので公告する。

令和8年5月7日

函館市長 大 泉 潤

1 一般競争入札に付する工事の内容

(1) 工 事 名 市営函館競輪場選手宿舎増築機械設備工事

(2) 施工場所 函館市金堀町137番1および10

(3) 工 期 契約の日から令和10年1月31日まで

(4) 工事概要 機械設備工事

増築棟

冷暖房設備工事 換気設備工事 自動制御設備工事
屋内給水設備工事 屋外排水設備工事 屋内排水設備工事 給湯設備工事 衛生器具設備工事 消火設備工事

既存棟

冷暖房設備工事 換気設備工事 屋外給水設備工事
屋内給水設備工事 消火設備工事 撤去工事

(5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）

235,800,000円

(6) 最低制限価格

函館市建設工事最低制限価格制度実施要領第6条第1項の規定による価格

(7) その他

本工事は「週休2日工事」の対象工事である。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 共同企業体の構成員の全てが，3に掲げる構成員の要件を満たし

ており、かつ、4により入札への参加を制限されていないこと。

(2) 共同企業体が5に掲げる結成の要件を満たしていること。

3 共同企業体の構成員の要件

(1) 函館市競争入札参加有資格者として、管工事の工種に登録されていること。

(2) 前号に係る管工事の工事予定価格の区分に対応する等級がA級またはB級に格付けされている者であること。

(3) 市内に本店または支店（営業所等を含む。）を有する者であること。

(4) 平成23年度以降に、元請けとして、管工事と認められる工事の施工実績があること。

4 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について、次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が65点未満のときは、その通知をした日から起算して6ヶ月間、当該入札に参加することができない。

(1) 函館市請負工事施行成績評定要領

(2) 函館市小規模請負工事施行成績評定要領

(3) 函館市企業局請負工事施行成績評定要領

(4) 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

5 共同企業体の結成の要件

(1) 構成員の数は、A級に格付けされている者2者およびB級に格付けされている者3者による5者であること。

(2) 構成員のうち1者以上が、函館市水道事業給水条例（昭和34年函館市条例第3号）第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者として指定されている者であること。

(3) 構成員のうち1者以上が、函館市企業局指定排水設備工事事業者に関する規程（平成8年函館市水道局規程第5号）第2条に規定する函館市企業局指定排水設備工事事業者として指定されている者であること。

- (4) 各構成員が、この入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。
- (5) 共同企業体の代表者は、A級に格付けされている者であり、かつ、構成員中出資比率が一番高いこと。
- 6 入札参加資格の認定申請の期間および必要書類
 - (1) 期 間 令和8年5月7日から令和8年5月13日まで
 - (2) 必要書類
 - ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 配置予定技術者調書
 - ウ 類似工事施工実績調書（契約書等の写しを添付）
 - エ 工事請負入札参加資格審査申請書
 - オ 共同企業体協定書
- 7 工事費内訳書の提出
入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに郵送で提出しなければならない。
- 8 契約条項を示す場所
函館市東雲町4番13号 函館市都市建設部まちづくり景観課（電話番号 0138-21-3354）
- 9 設計図書等の閲覧
 - (1) 閲覧期間 令和8年5月7日から令和8年5月25日まで
 - (2) 閲覧場所 函館市財務部調度課（電話番号 0138-21-3514）
- 10 質問書の提出
 - (1) 提出期間 令和8年5月7日から令和8年5月19日まで
 - (2) 提出先 函館市都市建設部建築課（電話番号 0138-21-3378）
- 11 入札執行の日時
令和8年5月26日午前10時
- 12 入札にかかる問合せ先
函館市財務部調度課
- 13 議会の議決
この契約は、函館市契約条例（昭和39年函館市条例第5号）第2

条の規定により議会の議決を経なければならないものであるため、同
条例第3条第1項の規定により落札者と仮契約を締結し、議会の議決
を経た後に本契約を締結する。